

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成24年6月8日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成24年6月8日(金) 午前10時 開会
午前10時43分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	三宅秀明	副委員長	南野直司	委員	大澤千恵子
委員	上村高義	委員	弘 豊	委員	森西 正
委員	原田 平				
議長	嶋野浩一朗	副議長	村上英明		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 有山 泉

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局局次長 藤井智哉 同局総括参与 野杵雄三
同局総括主査 湯原正治 同局書記 寺前和恵 同局書記 田村信也

1. 案件

- ・平成24年第2回定例会審議日程及び議事日程について
- ・代表質問、一般質問、委員会での質疑について

(午前10時 開会)

○三宅秀明委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。

小野副市長。

○小野副市長 おはようございます。

議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。来週の12日から開催されます平成24年第2回定例会におきまして、報告案件3件、補正予算2件、条例案件2件の7件を予定いたしております。それぞれの案件の概要につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしくお取り計らい賜りますよう、お願い申し上げます。

○三宅秀明委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は南野委員を指名いたします。

それでは、第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いいたします。

有山総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成24年第2回定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第2号は、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございます。これは、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、摂津市税条例においても所要の改正を専決処分いたしましたものでございます。

主な改正点は、平成24年度の固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の負担調整措置について、現行制度を平成26年度まで延長するものです。ただし、住宅用地に係る措置特例については、平成24年度から25年度において負担水準90%以上の住宅用地に存置した上で

平成26年度に廃止するものです。また、地域決定型地方税制特例措置が導入されたため、固定資産税の課税標準の特例に係る割合を条例で定めることになりました。このことから、軽減率を条例で定めるものです。

次に、特例民法法人から移行した一定の一般社団・財団法人が設置した施設に係る固定資産税・都市計画税を非課税とする特例を追加いたしております。

また、居住用財産の買いかえ特例等について、東日本大震災により滅失した家屋について、その敷地に係る譲渡期限を3年から7年に延長するものです。

次に、報告第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件でございますが、これは、平成23年度国民健康保険特別会計の決算収支が、3億6,050万3,000円収支不足を見込んでおり、この赤字補てんのため平成24年度予算から前年度繰上充用金として、平成24年5月31日に専決補正したものです。

次に、報告第4号、平成23年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございますが、平成23年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款9、教育費、項2、小学校費の小学校施設改修事業で、金額1億325万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、地方債5,430万円、一般財源4,895万円となっています。

項3、中学校費の中学校施設改修事業で、金額1,300万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、全額一般財源となっております。

ます

また、中学校耐震補強等事業で、金額1億1,440万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金2,990万8,000円、地方債8,440万円、一般財源9万2,000円となっています。

項6、図書館費の図書館施設管理事業で、金額2,066万5,260円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額一般財源となっております。

次に議案第40号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第1号）でございますが、当初予算額320億8,850万円に補正額13億1,183万1,000円を追加し、補正後予算額を334億33万1,000円とするものでございます。

内容は、土地開発公社が所有しております、千里丘4丁目の土地購入費、コミュニティプラザ器具費、市たばこ税大阪府交付金、JR千里丘駅エレベーター設置事業の補正予算を計上いたしております。財源内訳ですが、土地購入費は、地方債で1億4,860万円、その他、摂津市土地開発公社準備金精算金9億4,583万1,000円となっております。コミュニティプラザ器具費は、その他財源としてコミュニティ助成金240万円を補正予算として計上いたしております。一般財源はございません。

JR千里丘駅エレベーター設置事業では、地方債で750万円、その他財源として鉄道運輸機構負担金500万円、今回補正予算（第1号）に係る一般財源は2億250万円で、全額財政調整基金から繰り入れております。

次に議案第41号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号）でございますが、予算額109億3,489万3,000円に補正額495万6,000円を追加し、補正後予算額を109億3,984万9,000円とするものでございます。その内容は、特定健診未受診者に勧奨を凶るものでございます。財源は、全額国庫支出金となっております。

次に議案第42号、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございますが、平成24年7月に住民基本台帳法の改正法が施行され、外国人登録法に伴う事務が廃止されることに伴い、外国住民に対しても日本人同様に住民票が作成されることとなりました。

この法改正により、「外国人登録」の文言削除等、外国人住民に関する規定の用語整理を行うものであります。これに伴い整備を行う条例は、摂津市事務分掌条例、摂津市印鑑条例、摂津市手数料条例、摂津市立学童保育室条例、摂津市敬老祝金条例、摂津市水道事業の給水等に関する条例の6条例に所要の条文整備を行うものでございます。施行日は、平成24年7月9日からとなっております。

次に議案第43号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、鳥飼野々団地、鯉生野第1団地及び鯉生野第2団地を廃止するもので、これらの項目を条例から削除するものです。施行日は、公布の日からとなっております。

以上、平成24年第2回定例会に提出いたしております7件の概略説明といたします。

○三宅秀明委員長 説明が終わりました。この際、何か質問がございましたらお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三宅秀明委員長 質問がないようです。
理事者の皆さんは退席頂いて結構です。
暫時休憩します。

(午前10時 9分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○三宅秀明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは第2回定例会の審議日程等の事務局案について説明いたします。

まず会期は、6月12日から6月26日までの15日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の6月12日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。

13日が建設常任委員会と民生常任委員会で、建設常任委員会終了後、建設常任委員協議会が予定されております。

14日が総務常任委員会と文教常任委員会でございます。文教常任委員会終了後、文教常任委員協議会が予定されております。

14日の正午が一般質問の届出締め切りでございます。また、15日には、駅前等再開発特別委員会が予定されております。

次に、21日が議会運営委員会、25日は本会議で一般質問、翌26日は本会議最終日で、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、議事日程について説明を

いたします。

まず、6月12日につきましては、日程1が会期決定の件で、日程2は、議案第40号など4件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託でございます。

日程3は、報告第2号など2件で、一括上程で即決でございます。

日程4は、報告第4号で、報告を受けていただきます。

6月25日については、一般質問でございます。

26日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第38号など委員会付託案件の5件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

なお、今定例会が市長の任期最終の本会議となりますので、前例によりまして、閉会前に市長からあいさつを受けることとなりますので、よろしく願いいたします。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ごらんのとおり総務、建設、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の議案第40号、所管別の分割表は、平成24年度一般会計補正予算(第1号)につきまして、総務、建設、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容でございます。

○三宅秀明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 それではそのように決定いたします。

報告事項がありますので事務局から説明をお願いいたします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 報告事項ですが、全国市議会議長会からの表彰状伝達式についてでございます。

去る5月23日付で、全国市議会議長会から表彰されました方の表彰状の伝達式を6月12日の本会議開会前に行います。

今回の表彰におきまして、山本議員及び野口議員が30年表彰、渡辺議員が20年表彰、上村議員が15年表彰、森西議員、嶋野議員及び安藤議員が10年表彰を受賞されておられます。

○三宅秀明委員長 ただいま事務局から説明がありました点について、よろしくお願ひいたします。

次に、代表質問、一般質問、委員会質疑についてです。

本件については、代表質問、一般質問、委員会での質疑について、1、代表質問、一般質問、委員会での質疑が同じようになされ、住み分けがされていない。2、傍聴者や音声の公開を意識した項目の列挙方法で行うべきである。3、質問者と答弁者の間で事前に整理された原稿に沿った議論になり過ぎないようにすべきであるという内容で、何人かの議員から議長にご意見があったようです。

そのことを受け、議長から議会運営委員会で一度確認をするように要請があったため、案件とさせていただきます。

1点目については、市の事務全般に対して議員個人個人から行われる一般質問に対し、代表質問は市長の市政運営方針等について、会派を代表して質問を行うものであります。また、委員会質疑は議題となっている議案に関して行われるものであります。この住み分けがされていないというご意見です。

2点目については、代表質問、一般質問、委員会での質疑においては、市民を

代表して市政をチェックするために質問・質疑を行うという趣旨にかんがみ、理事者が理解できるようにすることは当然として、情報公開の観点からも、項目の列挙方法を工夫して、市民にわかりやすい方法で行うべきであるというご意見です。

3点目については、代表質問、一般質問、また委員会の質疑において、質問・質疑の趣旨を事前に伝えることは、答弁者からの答弁が不十分となることを避け、より深い議論を行うことができるメリットがありますが、ややもすると質問者と答弁者の間で事前に整理された原稿に偏りがちな議論となってしまいます。

市政に対するチェック機能を果たすために緊張感を持って議論をすべき市議会として、市民に誤解を与えないように注意しなければならないというご意見です。

何人かの議員から議長に対して、このようなご意見があったということについて、各会派内で周知いただくようお願ひします。

これらの点について、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

原田委員。

○原田平委員 今、委員長がそういうふうに述べられたことを初めて聞いて、それを会派に伝えて欲しいと言われたって、どういうことを言われたかよく分かりません。箇条書きか何かにして、委員に控れないと、どういうことを言われたのか理解に苦しむんですけれども。

○三宅秀明委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

上村委員。

○上村高義委員 今、委員長が述べられたことは、私もそういうことを感じていましたので、理解しますけれども、今、原田委員が言ったように、委員長が言われた3つの項目があって、そのことをメ

もしてませんでしたので、こういうことを会派に示していただきたいという文書でもらえるならば会派に持って帰って説明しやすいという気がしますので、その辺のご配慮はどうなんでしょうか。

○三宅秀明委員長 暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○三宅秀明委員長 再開します。

資料をお配りいただきました。これを踏まえまして、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

原田委員。

○原田平委員 1番で、代表質問、一般質問、委員会での質疑が同じようになされ、住み分けがされていないということだけれども、例えば、代表質問に入っていない項目を一般質問とする、あるいは委員会ということになれば、住み分けなんかできません。同じようなことも言うわけだから。これは委員会質疑やと、これが代表質問やと、そんな区分けできないです。そうでしょう。内容は重複することも十分あったりして、委員会のほうでもう少し突っ込んだ議論をしたり、考え方を聞きたいということは当然あるべきやし、そんなことで住み分けがされてないということで、こう行うべきとか、そんなことを決めるべきじゃないんじゃないですか。皆さんの意見も聞きたい。

○三宅秀明委員長 ただいま原田委員のご意見をいただきました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

では、原田委員のご意見につきまして、住み分けと一口に言っても難しいんじゃないかということであったかと思えます。

確かにその面はあります。ただ、代表質問と一般質問という点において、資料に頼るのも余りよろしくないとは思いますが、地方議会運営事典という資

料、またほかの資料でも代表質問は党派なり会派なりを代表して、大きな市政運営についてを問うものであるということになっております。一般質問は、市の一般行政、事務にかかわるもので質問するという形になっております。そういうのは、いわゆる政治判断を要する点について重きを置いた質問が代表質問であり、もう少し細かい部分を問うていくことが一般質問になっていくのかなという感じを持っております。

したがって、その点からこの住み分けというふうなご意見があったのかなというふうには私は思っております。

もちろん今、原田委員がおっしゃったように、捉え方は議員個人個人それぞれですので、今回の一件でじゃあどのようになっていることは難しいと思いますので、今回はそれを確認していただきたいという点について、お願いを申し上げた次第でございます。

ほかの委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 何人かの議員から議長にご意見があったということで、何人かの議員から同じようなことがあって、まとめられたのか。それとも別々の項目で意見があって、それを精査されてまとめられたのか、そのあたりはどのようにこれをまとめられたのか、教えていただけますか。

○三宅秀明委員長 暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○三宅秀明委員長 再開します。

大澤委員の質問に対しまして、休憩中ですが、議長また他の議員からお話がありました。どの議員からどの項目の意見があったということではなく、何人かの

議員から口頭で意見を聞いたものを集約したのが今回の3点ということです。

大澤委員、そのご回答でよろしいでしょうか。

○大澤千恵子委員 結構です。

○三宅秀明委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

原田委員。

○原田平委員 2番の、公開を意識した項目の列挙方法で行うべきであるということ、それから3番の質問者と答弁者の間で事前に整理された原稿に沿った議論になり過ぎないようにという点。実際あるのでしょうか。こういうことを確認しなくてはならない現状なら問題です。

○三宅秀明委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

南野委員。

○南野直司委員 委員長から3点、方向性ということで出させていただきましたので、会派に持って帰って一回、検討させていただいて、何か意見があったら、委員長に申し出させていただいて、また今後の議会運営委員会で諮って、整理する時間も設けたらいいんじゃないかなと思うんですけども。

中身については本当にすごく幅広いことですので、一回持って帰って、会派で議論させていただいて、何かありましたら委員長にお伝えしていきたいと思っています。

○三宅秀明委員長 ありがとうございます。今回の3点につきましては、休憩中に議長からも話がありましたが、さまざまにご意見をいただく中でご意見を精査して、整理した上で今回のこの3点に絞られてきて、今回ご提案をさせていただいたものになっております。

したがって、事細かにこういったのがあったかについては、また別の話になり

ますけれども、この2点目の項目の列挙方法、また3点目の議論のあり方について、現状はどうかという確認をまずしていこうという話が重きに置いてあったかと思います。この点を踏まえまして、先ほど南野委員がおっしゃった、持ち帰りという判断も一つの方法かと思えますけれども、原田委員、いかがでしょうか。

○原田平委員 持って帰れということだったら、持って帰りますが、議長から確認をするように要請があったため、案件とするということですので、確認ということになると、了解をしたということになるので、こういう問題が提起をされたということにしておいてもらわんと。この3つが確認をされたんだということになると、例えば3番目なんか、先ほど言うたように、そんなことが行われているのかと。原稿に沿った議論になり過ぎているのかということも問題として出さないといけません。

○三宅秀明委員長 原田委員からご意見いただきまして、今回、先ほど申し上げましたけれども、このようなご意見があったということについて、会派にお持ち帰りいただきたいというふうに申し上げております。そちらをご理解いただければと思います。

以上の点につきまして、皆様、よろしいでしょうか。

上村委員。

○上村高義委員 うちの会派はそのことで理解していますので、持ち帰りしたいと思います。

○三宅秀明委員長 原田委員。

○原田平委員 3点を確認をしたということになしに、こういう提起があったということで持ち帰らせていただきます。

○三宅秀明委員長 森西委員。

○森西正委員 うちも会派に持ち帰らせ

ていただいて、原田委員がおっしゃっているように、確認というか、きょう提起をいただいて、それを会派のほうに持ち帰らせていただいて、もし異議があるようでしたら、委員長のほうにお伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○三宅秀明委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回の提起で、会派の中で持ち帰って議論をして、何かしらまたその後の集約というか、そういうのを議会運営委員会ですっていくという形とのか、今後の進め方とのか、この意見があったというようなことを受けとめて、異議があったら委員長にお伝えすると、それでいいのかどうか。

基本的には質問のあり方、自由にやられたらいいかなと思ひますし、原田委員が言われましたように、その場で議長や、委員長が判断して、実際に委員会質疑なんかで、私もよく議題と違うんじゃないかということと定められたりしてありますので、それでは対応できない部分があつて、今回こういう形になつたということですね。今後、何かしら集約を図つて、取り決めをしていくようなことを考えておられるのかだけ、確認で聞いておきたいと思ひます。

○三宅秀明委員長 ただいま幾つかご意見をいただきまして、今後会派にお持ち帰りいただいて、何かご意見等がございましたときには、委員長にお伝えいただければと思ひます。今回は、集約といった形で、縛つて何かをするというものではありませんので、そのようにご理解いただければと思ひます。

他にご意見はございますか。。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 では、本日さまざまにご議論いただきまして、ありがとうございます。

ございました。引き続きまして、議会改革等には皆様、同じ方向性を持って取り組んでおられることを確信しておりますので、皆様のそれぞれの思いをしっかりと受けとめながら、議会運営に当たらせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時43分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 三宅秀明

議会運営委員 南野直司